



税理士 山本 善通 氏

ちょっと

教えて

Q&A

Question

所得拡大促進税制

当組合は、共同購買事業を主事業に展開していますが、次年度より事業を拡大し、職員の給与も引き上げる計画です。賃上げを実施する事で税額控除が受けられると聞きましたが、概要を教えてください。

Answer

【経緯と概要】

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために思い切った措置が講じられることとなりました。

そこで、積極的な賃上げ等を促すための措置として、中小企業における所得拡大税制について、控除率を上乗せすると共に、その適用期限を1年延長し、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に開始する事業年度とすることになりました。

具体的な改正案は以下の通りであります。

中小企業における賃上げ促進税制（案）

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長（令和6年3月31日）する。
 - ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。
 - ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。
- (注) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととする。

		《現 行》※所得拡大促進	《改 正 案》
		税制	
【適用条件】			
■給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額 ：対前年度増加率1.5%以上	●→(変更なし)
		[控除率最大25%]	[控除率最大40%]
■控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	●→(変更なし)
■控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	雇用者全体の給与総額 ：対前年度増加率2.5%以上	+15% 雇用者全体の給与総額 ：対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+10% かつ ※1 教育訓練費増加等の要件の充足	+10% ※2 教育訓練費の対前年度増加率 10%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%	●→(変更なし)

※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
 ①教育訓練費の対前年度増加率10%以上
 ↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要
 ②中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正案：廃止）
 ※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

【留意点】

所得拡大促進税制は、租税特別措置法における制度であり、税額軽減措置の適用にあたり、当初の確定申告において納税者がその意思表示を行うことを要件に適用を認めています（当初申告要件）。したがって、当初の申告で申告書・明細書への記載がないと、更正の請求・修正申告では認められないので留意して下さい。

尚、改正案は、閣議決定された大綱をもとに作成していますので、修正される可能性もありますので留意して下さい。